

## 5 財団法人 福島県学校給食会貸出規程

福島県学校給食会（以下「給食会」という。）が保有する検査器材、学校給食用食器、教材の貸出しについては、下記の規程による。

1. 貸出し対象者は、給食会が適当と認めた者とする。
2. 貸出しを希望する者は、給食会に対して事前に電話で申し込み、貸出申込書（別紙様式 1～3）を提出すること。
3. 貸出し期間は、貸出し後使用が済んだら速やかに返却すること。
4. 借用者は借用物品に関して責任を持って管理し、期日までに返却すること。
5. 貸出申込書の内容に変更が生じた場合には、速やかに給食会に連絡のうえ指示に従うこと。
6. 借用者が借用物品を汚損、破損または紛失させた場合は、該当する修理代及び製品代金について賠償の責を負うこと。
7. 検査機器の貸出しについては、検査を実施後、検査記録書（別紙様式 4）を提出する。
8. 学校給食用食器の貸出しについては、バイキング・テーブルマナー給食を実施後、実施報告書（別紙様式 6）を提出する。
9. この規定による事項以外のことについては、給食会と協議のうえ決定する。
10. 貸出しの対象となる内容は給食会が別に定めたものとする。

この規程は平成 15 年 4 月 1 から適用する。